

# 特別支援学校のセンター的機能

— ネットワークの形成 —

木船憲幸・後藤 宏<sup>1</sup>・大平 壇<sup>2</sup>  
石坂郁代<sup>2</sup>・太田富雄<sup>2</sup>・納富恵子<sup>2</sup>

(2008年10月2日受理)

The Functions of Local Special Education Center of Special Schools  
— Organization of networks —

Noriyuki Kifune, Hiroshi Goto, Dan Ohira,  
Ikuyo Ishizaka, Tomio Ohta and Keiko Notomi

**Abstract:** In School Education Act (2008), special schools are required to support the special education in regular schools in the community. This support function is called “the functions of local special education center” of special schools. The purpose of this study was to show an example of “the functions of local special education center”, to make guidelines clear to develop the functions of local special education center through the qualitative analysis on the practices of a special school in the South of Fukuoka Prefecture. The practices are for example, responding to needs of a person with disabilities for supporting social community life and cooperating on a person with disabilities between local regular schools and the special school. The practices showed that organization of local networks among parents, schools and administrative offices were necessary to function effectively as local special education center. And two guidelines, as follows, to organize networks were also showed. At first, it was available to develop networks among parents, school and administrative offices based on school events. Second, it was also available that personal private network of zealous school teachers cooperated with official network to develop the function — as local special education center. The former is top-down system and the latter is bottom-up, — so-called grass-roots, both are complementarily important to accomplish the final purpose to make the person with disabilities belong to their community.

Key words: functions of local special education center, private (personal) network, official network

キーワード：地域の特別支援教育のセンター的機能、私的ネットワーク、公的ネットワーク

## 1. はじめに

学校教育法（平成19年6月27日改正、平成20年4月1日施行）第81条では、「幼稚園、小学校、中学校、

高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。」と述べて、通常の学校において特別支援教育を行うことを規定している。通常の学校における特別

<sup>1</sup> 福岡県立筑後養護学校

<sup>2</sup> 福岡教育大学

支援教育の推進には、特別支援学校の支援・助言が有用であると考えられてきている。特別支援学校は、長年にわたって特別支援教育に携わって、特別支援教育の内容と方法に関して多くを蓄積してきているからである。

学校教育法（平成19年6月27日改正、平成20年4月1日施行）第74条では、「特別支援学校においては、第七十二条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第八十一条第一項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。」と規定している。この条文は、特別支援学校が通常の学校における特別支援教育へ支援する機能、いわゆる特別支援学校のセンター的機能について規定したものである。このセンター的機能については、平成19年4月1日づけの文部科学省事務次官通知（19文科初第125号）「特別支援教育の推進について（通知）」においてさらに詳細に述べられている。同通知の「4. 特別支援学校における取組、(2) 地域における特別支援教育のセンター的機能」では以下のようにセンター的機能について詳細に述べている。「特別支援学校においては、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域における特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図ること。

特に、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の要請に応じて、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒のための個別の指導計画の作成や個別的教育支援計画の策定などへの援助を含め、その支援に努めること。

また、これらの機関のみならず、保育所をはじめとする保育施設などの他の機関等に対しても、同様に助言又は援助に努めることとされたいこと。

特別支援学校において指名された特別支援教育コーディネーターは、関係機関や保護者、地域の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び他の特別支援学校並びに保育所等との連絡調整を行うこと。」

上記の学校教育法の施行及び通知以前からも、文部科学省の調査研究協力者会議答申や中央教育審議会の報告を受けて、特別支援教育推進事業が実施されており、特別支援学校のセンター的機能に関する研究・実践も全国で精力的に推し進められてきている。

後藤（2002）は、障害児をもつ保護者のニーズから特別支援学校のセンター的機能を明らかにすることを目的に、特別支援学校近隣の四市四郡内を対象地域とし、特別支援学校および小学校、中学校に在籍する、障害のある児童生徒の保護者と該当する担当教師各5

群（特別支援学校全体群、特別支援学校小・中学部群、特別支援学校高等部群、小・中学校特殊学級群、小学校通常の学級群）に対して、質問紙法による調査を実施した。

各群の主成分分析に基づいて解釈された成分を比較した結果、保護者のニーズには、学校の種類や学部により共通する特徴と異なる特徴があること、障害児担当教師が必要を感じるセンター的機能は、保護者自身のニーズとは一致しない面があること、等が明らかになった。これらの結果をもとに、今後、特別支援学校が地域の中のセンター的機能を担う上で特に重要と思われる点を、(1) 居住地域を中心とした社会生活に対する支援の必要性、(2) 地域の学校と特別支援学校との連携、(3) 特別支援学校内で行う教育内容・方法の充実、(4) センター的機能に対する教師の共通理解、の4点にまとめている。(1)と(2)は、学校と地域の関係に関する内容である。一方、(3)と(4)は校内で取り組む内容である。これらの4点を以下に要約して述べる。

(1) 居住地域を中心とした社会生活に対する支援の必要性

特別支援学校の保護者は学校休業中の支援や学校卒業後の支援など、居住地域を中心とした社会生活に対する支援を特に期待していることが明らかになった。各地域の関係機関との連携を図り、社会全体での協力体制を構築していくことが重要である。

(2) 地域の学校と特別支援学校との連携

特殊学級および通常の学級在籍児の保護者からは、特に、障害児本人や保護者に対する支援と共に、地域の学校と特別支援学校とのつながりや連携、居住地域を中心とした地域社会とのつながりや連携に対する共通のニーズが示された。また、地域の小・中学校の担当教師への支援も必要であることが明らかとなった。

(3) 特別支援学校内で行う教育内容・方法の充実

特別支援学校の保護者は、居住地域への働きかけとともに、特別支援学校内の教育内容や教育方法を重視していることが明らかになった。また、義務教育段階と高等部段階では異なる特徴も示された。「個別の指導計画」の充実とともに、就学前から学校卒業後までの一貫した「個別的教育支援計画」の策定を含めた系統的支援が求められている。

(4) センター的機能に対する教師の共通理解

特別支援学校教師がとらえていたニーズは、保護者が求めるニーズとは異なっており、特別支援学校の教師でさえ、センター的機能について十分認識していないことが示された。特別支援学校が地域のセンター的機能を担っていく上での目的や内容、方法などを、事

例校職員で十分に共通理解を図る必要があるという課題が明らかになった。

本研究では、特別支援学校と地域に関するセンター的機能の中から (1) 居住地域を中心とした社会生活に対する支援の必要性、(2) 地域の学校と特別支援学校との連携の2点について取り組んだ一特別支援学校の実践を事例として取り上げて、特別支援学校がセンター的機能を推進していくための指針を明らかにすることを目的とする。

## 2. 特別支援学校のセンター的機能に取り組んだ一事例校の概要

### (1) 事例校の概要

事例校は、福岡県南部に位置する県立の知的障害特別支援学校である。平成18(2006)年10月1日現在、学級数52学級、児童生徒数262名(小学部72名、中学部54名、高等部136名)の県内最大規模の特別支援学校である。近隣に肢体不自由児対象の特別支援学校等がないため、重複学級と訪問学級には、身体的な障害や病弱等を併せ有する児童生徒が20学級に53名在籍している。さらに、近年は地域の小学校、中学校からの転入学や高等学校から編入学する児童生徒も増加している。小学部72名中8名、中学部54名中31名、高等部136名中114名はかつて地域の学校に在籍していた児童生徒であり、事例校の特徴として障害の重度・重複化と合わせて障害の多様化があげられる。

小学部・中学部の通学範囲は近隣の四市四郡内であるが、高等部では県内全域が学区として位置づけられており、児童生徒の居住地域は26の市町村(平成18年10月1日現在)を数える。そのため、遠方からの生徒にも対応できるように、寄宿舎が併設されているが、事例校近隣の4市4郡内は、主に田園都市や山林地帯にあり、福岡地域や北九州地域など他の地域に比べて、教育・相談機関や総合的医療・福祉機関等、利用できる資源が地域内に少なく、分散していることが特徴である。

### (2) 事例校におけるセンター的機能の基礎をなす理念 — 「地域所属」という理念

事例校ではセンター的機能の向上を目指す活動において、「地域所属」という理念に基づいている。平成13年度の校内研究において、「地域所属」グループが研究グループとして取り上げられて以来、平成14年度の校内研究グループでは、「差別は排除という形をとる。私たちは、差別されず、差別せず、納得した状態で所属していくことをのぞむ。そうした状態をめざす用語として『地域所属』という言葉を用い、より多く

の人に使われていくことを期待する。」という概念規定を行った。以後、様々な事例を通しての研究等により、毎年少しずつ整理され、校内においては教職員が共通に押さえておくべき取組の視点として確実に浸透してきている。

併せて、事例校からの積極的な発信により、地域所属という用語・概念が校外でも使用される機会が増えてきた。平成15年度に開催された社会福祉医療事業団助成事業、全知P連子育て支援事業「休日・放課後における障害児の地域活動促進事業」障害のある児童生徒の地域生活充実のための九州ブロックセミナー(主催:福岡県立A特別支援学校父母教師会、九州地域知的障害特別支援学校PTA連合会、全国知的障害特別支援学校PTA連合会)では、基調提案として、「キーワードは、『地域所属』」が示された。さらに、坪根(2004)は、「特別支援学校など特殊教育諸学校の児童生徒にとって『地域』とは学校所在地ではなく、居住地である。居住地の構成員として正しく認識されていないような場合もある。そのような時、学校が中心となって福祉、医療、労働機関等との調整をする。このような地域との連携のほか、卒業後のケア等にも力を入れる。そして課題がある場合、関係者全体のものとしてとらえ、研修会等を企画し解決を図る。このような一連の行動を『地域所属』と呼んでいる。」とし、「『地域所属』は、あらゆる学校で行われなければならない重要で基本的な任務である」と指摘している。

特に、近隣地域に利用できる社会資源が分散化する一方、事例校のように児童生徒が在籍する26市町村という広域地域での支援や連携を必要とする場合、学校が主体となって、障害児者本人・保護者と地域・関係諸機関とをつないでいく役割も担っている。

## 3. 事例校におけるセンター的機能の実践例

事例校では地域のセンター的機能として、地域所属の視点に立って学校近隣地域の幼稚園・保育園・小・中学校等への支援を行うとともに、事例校在籍児童生徒に対する地域支援についても重要視して取り組んできた。以下に、事例校のセンター的機能として取組を進めてきた支援と連携の実践の中から、後藤(2002)の保護者のニーズ調査で明らかとなった4つの視点の中から(1)居住地域を中心とした社会生活に対する支援の必要性、及び(2)地域の学校と特別支援学校との連携、へ焦点をあててまとめた。なお、他の2つの視点である(3)特別支援学校内で行う教育内容・方法の充実、及び(4)センター的機能に対する教師

の共通理解、についてはセンター機能を支える校内の取り組みであることから本論文では取り上げないこととした。

### (1) 居住地域を中心とした社会生活に対する支援の必要性

地域懇談会を中心活動として、居住地域を中心とした社会生活に対する支援に取り組んだ。ここでは、a. 地域懇談会の開催と取り組みの経過、b. 地域懇談会の開催によるネットワークの広がり、c. 地域におけるネットワークのさらなる充実、d. 地域懇談会で構築されたネットワークによる各地域サマースクールへの支援、という視点からまとめる。

#### a. 地域懇談会の開催方法と取組の経過

地域懇談会は、地域割りをもとに事例校に在籍する児童生徒の保護者と教師をそれぞれ4ヶ所の地域ブロックに分けて、各地域ごとに実施されている。平成18(2006)年度は、遠距離地域については、1学期終業式の日に、事例校寄宿舎を会場として開催された。近隣地域については、残りを3ヶ所の地域ブロックとして分割し、8月に、各地域の公共施設を借りて開催された。

初年度は、夏休み後半の校内除草作業日に開催された。参加者の多くが学校近隣地域の保護者に限られていたため、1ヶ所に集まっての全体会という形で行われた。家庭の悩みや居住地域でのトラブル、行政サービスの質問など多くの問題点が出され、保護者同士や保護者と教師間の情報交換、質疑応答ができた。

#### b. 地域懇談会の開催によるネットワークの広がり

初年度は児童生徒が居住する地域の中でどのような生活をしているのか、家庭ではどんな悩みを抱えているのかを把握することが目的であったが、回数を重ねるにつれ、子どもたちの地域生活を支えていく上で、なくてはならない重要な役割を果たすようになってきている。地域懇談会を通して、保護者同士のネットワークが広がり、夏休みの障害児学童保育事業「サマースクール」の取組も年々広がってきた。保護者の悩みや居住地域の課題に教師自身が直接触れ、ボランティア休暇を活用した支援体制も徐々に確立しつつある。

#### c. 地域におけるネットワークのさらなる充実

事例校では、地域におけるネットワークの充実を目指して、毎年近隣地域を中心に各自治体を回り、地域懇談会への参加要請を行っている。直接外向くことで各自治体の窓口の様子や担当者の対応がわかってきた。その中で、地域懇談会に初めて参加した行政関係者の1人が、「私は夏休みというのは子どもも保護者も楽しみにしているものだと思います。この場に参加してはじめて保護者の悩み、大変さがわかりま

した。」という感想を述べている(平成16年度)。他にも、ある自治体の福祉担当者は、地域懇談会に参加したことで、保護者に正しく情報を伝え、適切な支援サービス等を得られるよう、個別に相談を受ける機会の必要性を感じて事例校に打診し、事例校と福祉機関が連携した保護者懇談会の開催へと発展した(平成18年度)。

重要なことは、地域懇談会が、保護者・教師・地域の行政や関係者等が一堂に会し、子ども達の地域での生活等に視点を当てて一緒に考えることのできる場として根付きつつあるということである。

#### d. 地域懇談会で構築されたネットワークによる各地域サマースクールへの支援

地域懇談会の最も大きな議題の1つに、夏休み等の長期休暇中の過ごし方があげられる。地域懇談会が始まった平成10年度当初は、障害のある児童生徒を安心して預けられる制度や機関も少なく、40日間という長い休みの間、どうしても家族だけに負担がかかりがちになってしまうという現実があった。しかし、このような共通の課題についても、地域懇談会を重ねる中で、それぞれできることがないかが論議されてきた。そして、少しずつ各地域において、保護者を中心とした具体的な取組へと広がっていった。併せて、児童生徒や保護者が安心して地域で生活していくために、学校、家庭、地域の行政・関係諸機関との連携が進んできた。

平成10年度には地域の市・郡のわずか2ヶ所ですら実施されていなかった夏季休業中の障害児学童保育事業(以下、「サマースクール」)も、5年後には5地域にて実施されるようになった。さらに、平成16年度からは6地域での実施へと広がった。しかし、各地域の運営体制は、①行政が主体となり、事業運営に協力している地域、②行政等が補助金を出して、運営を支援している地域、③行政等から場所等の提供はあるものの、ほとんど保護者で運営している地域、など様々であり、それぞれの地域の特性に応じた支援体制が必要である。

事例校では、保護者の安定が子どもの安定にもつながるという視点に立ち、全職員に各地域のサマースクールの開催日を知らせて、協力を要請してきた。校内に組織的に呼びかけるために、サマースクール支援委員会を発足させ、各地域の職員代表を決めるとに、協力できる職員が参加しやすいように、ボランティア休暇を活用した支援体制等を工夫している。その結果、多くの職員が各地域の「サマースクール」に参加するようになり、日ごろ学校では聞く機会が少ない保護者の悩みや居住地域の課題等に触れ、意識して保護者や児童生徒との交流を図るようになってきた。また、事例校の児童生徒だけでなく、各地域の小学校・中学

校等から参加している障害のある児童生徒等に対して直接関わることができ、併せて学生ボランティア等への助言等も行うなど、特別支援学校職員として、地域のセンター的機能を担ってきた。

## (2) 地域の学校と特別支援学校との連携

教師が培ってきた私的・個人的ネットワークの活用、特別支援学校・地域の通常の学校・教育事務所等との教育機関間ネットワークという公的ネットワークの活用の2つの視点から取り組みの経過をまとめる。

### a. 教師の私的・個人的ネットワークを活用した日常的な連携

教師個々人が主体となった草の根的な連携として、地域の特別支援教育担当教師ネットワーク（略称：SET）がある。このSETの発足経過と活動について以下に述べる。

平成13年度に保護者と担当教師に実施したニーズ調査の結果から、地域の小学校・中学校と特別支援学校とのつながりや連携に対するニーズが高いことが明らかにされた。また、平成14年10月には、「今後の特別支援教育の在り方について（中間まとめ）」により、学校内および関係機関との連携調整役として、各学校にコーディネータ的な役割を担う「特別支援教育コーディネータ」の必要性が述べられた。そこで、平成14年度末、事例校近隣の小学校・中学校において、特殊学級、通常の学級、通級指導教室のそれぞれの立場で日常的に障害のある児童生徒とかかわりのある教師数名に呼びかけ、数回に渡って意見交換を行ったところ、学校・学級種別を越えた教師間・学校間の継続的なつながりや連携が必要であるという共通認識に至った。この時の集まりがきっかけとなり、地域の特別支援教育担当教師ネットワーク（SET）は発足した。

会は事例校に事務局を置き、主な活動内容としては、第1に、毎月1回の定例会をもち、教師間で日ごろの悩みや疑問を出し合うとともに、実践報告や情報提供を行うこと、第2に、教師・保護者・関係者等が幅広く参加できるような、特別支援教育や障害に関する研修会を企画・運営すること等である。

研修会については、平成15年7月に、第1回研修会を開催して以降、平成19年1月までの間に、全部で8回の研修会を継続して実施してきた。例年、会員数は30数名であるが、研修会への参加を機に会員になるケースも多く、毎年内容の充実を図りながら、メンバー各自の資質をお互いに高めあっていくことを目指している。このように、まずは身近にできる取組から、日常的な連携を深めていくことを大事にしている。

### b. 教育事務所と連携した取組

教育事務所が主体の特別支援連携協議会等の連携組

織に参加するとともに、特別支援教育新任担当教員研修会・教育事務所主催の巡回教育相談への参加協力等、事例校のセンター的機能は、より大きく求められてきている。特に、平成18年度の特徴的な取組として、教育事務所からの依頼により、地域の小・中学校への研修協力として、特別支援教育新任担当教員研修会での指導・助言等を行った。小学校を会場とした研修会に対して2回6名、中学校を会場とした研修会に対して1回3名の職員を講師として派遣した。さらに、夏季休業中についても、事例校を会場として、特別支援学級新任担当教員研修会を開催した。内容・進行等についても事例校に任せられたことで、事例校の特徴を盛り込み、小学校や中学校の教師のニーズに応じた研修内容等を検討し、実施した。

### c. 交流教育の推進と地域の学校との連携

事例校の交流教育は、学校間交流として近隣地域の学校と年間計画に沿って実施してきている。小学部では2つの小学校、中学部では1つの中学校、高等部では2つの高校である。小学校一校と中学校一校との交流は20年間以上に渡り継続しているが、交流内容のさらなる充実を図る上で、職員研修（事例校職員間・相手校との合同研修）の在り方、校内における分掌間での連携等が課題である。

一方、近年では居住地や居住地の学校等との交流を希望する児童生徒も増えつつある。平成18年度は、事例校交流教育実施要領に基づき、小学部27名（23校）、中学部11名（8校）が、保護者の希望により交流を行った。それぞれの交流相手校とは、年度初め・年度末の打ち合せ、毎回の内容検討や研修等を十分に行っているが、今後とも組織的・計画的に取組を進め、交流相手校の児童生徒や職員が日常的に懐いている特別支援学校や障害等に対する様々な疑問や悩み等に対しても、小・中学校への支援・連携というセンター的機能の視点から、丁寧に対応していく必要がある。

## 4. 特別支援学校のセンター的機能を推進するためのネットワーク形成について

事例校では、「地域所属」という考え方を基礎としてにおけるセンター的機能の充実を目指す活動を行ってきた。特別支援学校が所属する地域の特色によって、それぞれの特別支援学校のセンター的機能に関する取り組みにも特色が見られるはずである。

事例校の取り組みから抽出できる特色としては、(1) 校内行事を基盤としての保護者・学校・行政機関間のネットワークの形成、(2) 私的ネットワークと公

的ネットワークの融合、の2点をあげることができる。

### (1) 校内行事を基盤としての保護者・学校・行政機関間のネットワークの形成

事例校の取り組みでは、校内行事を基盤として保護者、地域の学校や行政機関などの広がりをもったネットワークが形成されてきている。

事例校の校内行事である地域懇談会は、保護者同士や保護者と教師間の情報交換や質疑応答の場として試行的に始められている。当初は校内行事としての保護者・教師の会であったが、事例校の教師が地域の各自治体へ直接で向いて参加要請を行うことにより、事例校と福祉機関が連携した保護者懇談会の開催へと発展している。こうして、校内行事の枠をこえて地域のネットワークとしての機能を発揮するように変容してきた。その経過の中で、ネットワークの機能を活用して、夏季休業中の障害児学童保育事業（サマースクール）の開催を行政機関と保護者が連携して行うまでに発展している。この様な取り組みは、当初の校内行事としての地域懇談会、保護者・教師の情報交換の場としての地域懇談会には見られなかった機能である。

この様な事例校の取り組みの特色を一言でまとめると、校内行事に地域の行政機関の参加を呼びかけた地道な努力とサマースクールの充実という具体的課題をとりあげたことが地域のネットワークの構築へつながったと言えることができる。

### (2) 私的ネットワークと公的ネットワークの融合

事例校のある地域には、教師個人が主体となった草の根的な連携連携ネットワークとして、地域の特別支援教育担当教師ネットワーク（SET）がある。SETは、平成14年に事例校近隣の小学校・中学校の特別支援学級、通常の学級、通級指導教室の教師数名の集まりとして発足した。SETは事例校に事務局を置き、実践報告や情報提供を行う毎月1回の定例会及び教師・保護者・関係者等が幅広く参加できるような特別支援教育や障害に関する研修会を実施してきた。その様な経過の中で、教育事務所が主体の特別支援連携協議会等の組織に参加するとともに、特別支援教育新任担当教員研修会・教育事務所主催の巡回教育相談への参加協力等を行った。これらの活動により、教師個々

人間の私的ネットワークとして始まった活動が公的ネットワークと連携協力するまでになったのである。

今後の特別支援教育を展開する上で、特別支援教育コーディネータ研修会等の開催や各校の校内推進体制、各地域の連携協議会等による広域支援体制作りなどの公的な組織的対応は必要不可欠である。しかし、一方では、教師自らが主体的に取り組もうとする姿勢や迅速に対応できるフットワークの軽さも求められている。組織的対応がトップダウンによる公的ネットワークの活用だとすれば、該当地域特別支援教育担当教師ネットワーク等の取組はボトムアップによる私的ネットワークの推進である。事例校のセンター的機能を整備し、校内外を問わずに障害のある一人一人の地域所属の取組を進めていくためには、私的ネットワークと公的ネットワークのより一層の融合と発展が求められていると言えよう。

## 【文 献】

- 福岡県立筑後養護学校（2003）地域所属のための支援についての研究 平成14（2002）年度研究紀要、166-185
- 福岡県立筑後養護学校父母教師会（2003）社会福祉医療事業団助成事業 全知P連子育て支援事業「休日・放課後における障害児の地域活動促進事業」障害のある児童生徒の地域生活充実のための九州ブロックセミナー報告書
- 学校教育法（平成19年6月27日改正、平成20年4月1日施行）
- 後藤宏（2003）保護者のニーズからとらえた養護学校のセンター的役割 福岡教育大学大学院教育学研究科障害児教育専攻、平成14年修士論文
- 後藤宏（2004）地域懇談会の取組 福岡県立筑後養護学校 支援だより No.2
- 文部科学省（2007）「特別支援教育の推進について（通知）」（19文科初第125号）
- 坪根（2004）私の一言「特殊教育（障害児教育）は、教育の原点」 福岡県立高等学校・教育メールマガジン41号